

こんなときどうなる？固定資産税の疑問

土地や家屋などを持たない人にとって、固定資産税はなじみが薄い税金かもしれません。しかし、その税収は福祉や教育、ごみ収集など、身近な行政サービスを提供する上で、欠かすことのできない貴重な財源になっています。ここではその算出方法や、よくお寄せいただく質問などをお知らせします。

「固定資産税」とは？

固定資産税とは、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人が、その固定資産の価格を基に算出された税額を、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。税額は次のような手順で決定し、納税者へ通知しています。

- ① 固定資産を評価して価格を決定し、その価格を基に課税標準額(税額算出の基礎となる額)を算出します
- ② 課税標準額に税率(1.4%)を乗じて、固定資産税の税額を算出します
- ③ 税額等を記載した納税通知書は、原則として毎年4月に納税者に送付しています。納税通知書には資産ごとの課税内容を確認できる「課税資産明細書」を添付していますので、必ず確認してください



よくある質問 Q&A

- | | |
|--|--|
| <p>Q 年の途中で売買した場合、納税義務者はどうなりますか？</p> <p>A 固定資産税は、原則として1月1日現在の登記簿等に所有者として記載されている人が納税義務者となります。そのため、売買契約を締結していても、1月1日までに登記簿等の所有者変更の手続きが完了していなければ、納税義務者は売主になります。</p> | <p>Q 所有者が亡くなったのですが、固定資産税の課税はどうなりますか？</p> <p>A 納税義務は、原則として相続人が引き継ぐこととなります。この場合、固定資産を現に所有することになった人(相続人など)から申告書を提出していただき、翌年度から新しい納税義務者に変更します。この手続きは、法務局での相続登記が完了するまでの間、一時的に納税義務者を決めていただくもので、相続登記の手続きは別途必要です。早めに登記の名義を変更することをお勧めします。</p> |
| <p>Q 家屋を取り壊した場合、固定資産税はどうなりますか？</p> <p>A 家屋の一部または全部を取り壊した場合は、「滅失申告書」を資産税課に提出してください。登記している家屋の場合は、法務局での手続きが別途必要です。1月1日までに取り壊した家屋については、翌年度から固定資産税がかからなくなりますが、取り壊した家屋が住宅の場合、土地の固定資産税は「住宅用地に対する課税標準の特例」の適用が受けられなくなり、翌年度から税額が高くなりますのでご注意ください。</p> | <p>Q 償却資産とは何ですか？</p> <p>A 償却資産とは、土地・家屋以外で、会社や個人が事業(工場、事務所、店舗、アパート、駐車場など)のために使う構築物や機械、器具、備品などをいいます。例えば、アパート経営の場合には門扉、塀、駐車場の舗装路面、外灯などが償却資産の対象となります。なお、償却資産申告書の提出期限は毎年1月31日となっています。</p> |

④資産税課 ☎ 24-1111

西九州させば広域都市圏の取り組みを進めています

連携中核都市圏の目的

行政コストの増大や人員不足により市町単独では対応できないことなどに、本市と近隣の11市町が連携して取り組むもので、活力ある社会経済を維持するための拠点(西九州させば広域都市圏)づくりを目指しています。また、人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を保つことで、維持可能な行政サービスの提供を確保します。

【協議を進めている都市(11市町)】

平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、有田町

想定している取り組み

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産業が活発化し、圏域全体の経済状況を良くするため、国内外での農水産物の共同PRや観光客が圏域全体を周遊するプランを創出します
- ② 高度な都市機能の集積・強化
アクセス機能や高等教育、研究機関等の機能を高め、都市の魅力を向上させるため、大学等と連携し、まちづくりの機能向上を図ります
- ③ 圏域全体の生活関連サービスの向上
住民サービスを向上させ、暮らしやすい圏域とするため、移住希望者への共同移住相談会の開催や、災害発生時の県境を超えた人的・物的な応援体制を確立します

④政策経営課 ☎ 24-1111

9月10日～16日は自殺予防週間

あなたも命を支えるゲートキーパーになりましょう

本市では、自殺によって年間約40人が亡くなっており、年齢別では70歳以上の高齢者と40代の働き盛りの人が多い状況です。また、10代・20代の若年層の自殺者も全国的に少なくありません。動機は、うつ病などを含む健康問題が一番多く、次いで経済問題、家庭問題となっています。自殺を考えている人はさまざまな問題を抱え、1人で悩み、適切な相談窓口につながっていない事例が数多くあります。「ゲートキーパー」とは、そのように悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことで、「命の門番」とも言える人のことです。多くの人にゲートキーパーの意識を持っていただくことが自殺予防につながります。

ゲートキーパーの役割

- ① 気付き＝変化に気付き、声を掛ける
 - ② 傾聴＝本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
 - ③ つなぎ＝早めに専門家に相談するよう促す
 - ④ 見守り＝温かく寄り添い、じっくり見守る
- ※障がい福祉課では、地域グループや企業、学校などのさまざまな団体に出向き、ゲートキーパー養成講座を行っています。講座の申し込み方法など、詳しくは障がい福祉課にお尋ねください。

④障がい福祉課 ☎ 24-1111

イノシシに注意しましょう

近年、イノシシは農村部だけでなく、市街地の住宅や道路などにも出没しています。事故や被害に遭わないよう下記のことにご注意しましょう。

イノシシの習性

夜行性ではないため、昼間でも行動します。非常に臆病で比較的小となしい動物ですが、人間に対して警戒心がなくなると人前でも堂々と行動します。雑食性です。

イノシシに遭遇したら

不用意に近づかず、その場を離れましょう。万が一近づいてきた場合は慌てずにゆっくりと後ずさりし、塀の陰などに避難してください。また、むやみにイノシシを刺激しないようにしましょう。逆上して向かってくる可能性があり、危険です。特に子連れの場合は親が興奮している場合があり、注意が必要です。

イノシシの出没をなくすために

餌となる生ごみや収穫しない果樹は適切に処理し、餌付けはしないでください。庭や家庭菜園には柵を設けるなど、進入を防ぎましょう。



電気柵に注意してください

イノシシの侵入を防ぐため、市内の農地の各所で電気柵が設置してあります。事故防止のため触れないようにしてください。誤って触れてしまった場合はすぐに手を離してください。また、設置する人は正しい方法で設置し、必ず危険表示板を設置してください。

※イノシシの被害でお困りの場合は、イノシシホットラインにご相談ください。

④有害鳥獣対策室内・イノシシホットライン ☎ 25-9698